

秩父圏地域生活支援拠点等の 整備について

秩父圏域地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等の2つの目的

1. 地域における生活の安心感を担保する機能を備える
2. 障がい者等の地域での生活を支援する

⇒秩父圏域では「面的整備型」を進めます。

秩父圏域地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等の5つの機能

1. 「相談」の機能
2. 「緊急時の受入れ・対応」の機能
3. 「体験の機会・場の提供」の機能
4. 「専門的人材の確保・養成」の機能
5. 「地域の体制づくり」の機能

地域生活支援拠点等の機能について

1. 「相談」の機能

機能を担う機関	役割
相談支援事業業務委託受託事業所	障害福祉サービス等を <u>利用していない障がい者等</u> に対し、地域定着支援を活用して連絡体制を構築し、緊急時に備えた支援を行う。
- 特定相談支援事業所 - 障害児相談支援事業所	サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。それが困難な場合は、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行う。

地域生活支援拠点等の機能について

2. 「緊急時の受入れ・対応」の機能

機能を担う機関	役割
相談支援事業業務委託受託事業所	障害福祉サービス等を <u>利用していない障がい者等</u> の緊急受け入れが必要となった場合に、面談、状況把握、連絡調整、特定相談支援事業所等への引継ぎを行う。
- 特定相談支援事業所 - 障害児相談支援事業所	対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。

地域生活支援拠点等の機能について

2. 「緊急時の受入れ・対応」の機能

機能を担う機関	役割
- 短期入所事業所 - 訪問系サービス事業所	特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。
秩父地域障がい者基幹相談支援センター	障害福祉サービス等を <u>利用していない障がい者等</u> の緊急受け入れが必要となった場合に、市町とともに相談支援事業業務委託受託事業所の支援を行う。

地域生活支援拠点等の機能について

3. 「体験の機会・場の提供」の機能

機能を担う機関	役割
・ 特定相談支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ 地域移行支援事業所	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
・ 施設入所支援事業所 ・ 日中活動系サービス事業所（※） ・ 短期入所事業所	（体験に送り出す側） 体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。また、利用者に対して体験的な利用支援を行うにあたり、相談援助を行う。

地域生活支援拠点等の機能について

3. 「体験の機会・場の提供」の機能

機能を担う機関	役割
- 共同生活援助事業所 - 日中活動系サービス事業所（※）	（体験を受け入れる側） 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

※日中活動系サービス：事業所生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型

地域生活支援拠点等の機能について

4. 「専門的人材の確保・養成」の機能

機能を担う機関	役割
秩父地域障がい者基幹相談支援センター	地域の相談支援事業者等の人材育成の取り組み（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）を行う。

地域生活支援拠点等の機能について

5. 「地域の体制づくり」の機能

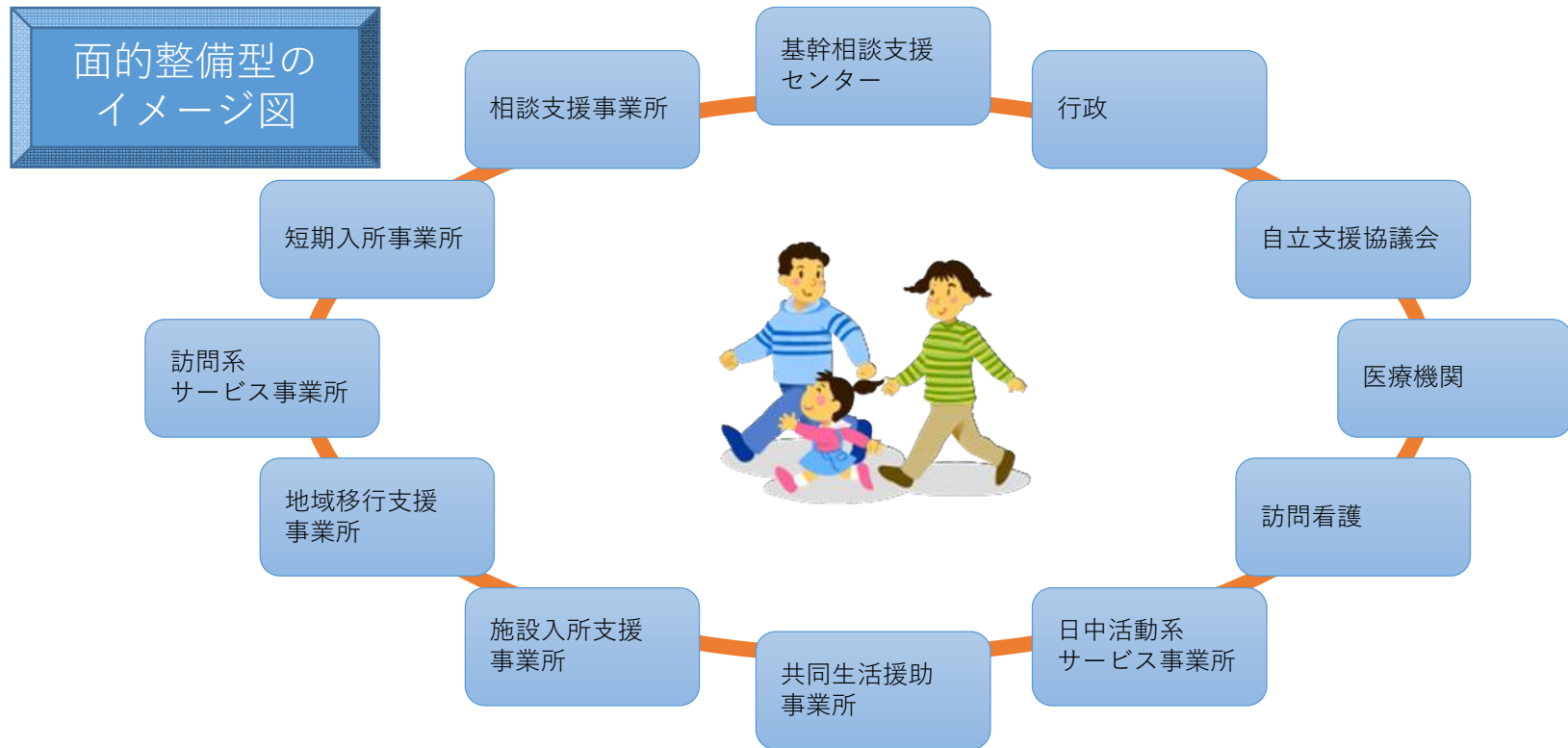
機能を担う機関	役割
・ 特定相談支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所	支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

地域生活支援拠点等の機能について

5. 「地域の体制づくり」の機能

機能を担う機関	役割
• 秩父地域障がい者基幹相談支援センター	秩父地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークを構築する。また、地域の相談機関との連携強化の取り組み（連絡会の開催等）を行う。
• 地域生活支援拠点等として登録した事業所	秩父地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークに参加する。

地域生活支援拠点等の機能について



様々な機関が役割を分担・連携して障がい者の生活を地域全体で支える

届出により算定が可能となる加算について

秩父圏域の各市町要綱に基づき、事業所の運営規程に拠点等の機能を担うことを規定した上で事業所の所在する市町に届出いただくことで、該当する加算を算定することができます。

詳しくは、秩父圏域地域生活支援拠点等の整備について（ガイドライン）をご確認ください。

届出の手続きについて

地域生活支援拠点等に対応した加算を請求するためには、届け出が必要です。届け出手続きは次の通りです。

- ① 事前相談
- ② 運営規程の変更
- ③ 届出
- ④ 登録

届出の手続きについて

① 事前相談

運営規程に記載する項目等を確認するため、ご相談時点での運営規程をご用意いただき、事業所が所在する市町の障害福祉主管課へご相談ください。

届出の手続きについて

② 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能に合わせて、運営規程の変更をお願いします。運営規程の記載例については、秩父圏域地域生活支援拠点等の整備について（ガイドライン）の付録2をご参照ください。

届出の手続きについて

③ 届出

添付書類を添えて市町の障害福祉主管課へ届出書を提出してください。

指定特定相談支援事業所は、「届出書③」のほか、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」「相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を併せて提出してください。

届出の手続きについて

④ 登録

届出書の確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、受理した届出書の写しを事業所へ送付します。

県登録事業所は、届出書の写しを添付して体制届等を県へ提出してください。

届出の手続きについて

